

# 第7編 公園緑地編

## 第1章 公園緑地設計

### 第1節 公園設計の区分

#### 第7101条 設計の区分

1. 公園緑地設計業務は、次の区分により行うものとする。
  - (1) 基本計画
  - (2) 基本設計
  - (3) 実施設計

### 第2節 公園緑地設計

#### 第7102条 基本計画

1. 基本計画は、基本構想に基づき公園緑地計画の概要を具体的に示すことをいい。主に次の各号について行うものとする。
  - (1) 現況把握
  - (2) 敷地分析
  - (3) 計画内容の検討及び設定
  - (4) 基本計画図の作成
  - (5) 概算工事費の算出
  - (6) 基本計画説明書の作成
  - (7) 鳥瞰図及び透視図の作成
2. 現況把握は、計画区域及びその周辺地域の自然的、社会的、人文的条件について、現況を把握することをいう。
3. 敷地分析は、現況把握により得られたデータを基に計画区域の特性をまとめ、問題点等を把握することをいう。
4. 計画内容の検討及び設定は、与条件の整理、計画方針の設定、ゾーニング、施設の配置計画をすることをいう。
  - (1) 与条件の整理は、計画内容の設定に必要な発注者の考え方及び基本構想の内容等、計画の前提となる与条件について整理することをいう。
  - (2) 計画方針の設定は、現況把握、敷地分析及び与条件整理に基づき計画策定上、留意すべき事項等を基本方針としてまとめることをいう。
  - (3) ゾーニングは、計画方針、敷地条件、地域の特性等を考慮し導入すべき機能をゾーンとして配置し、その規模、形状を定めることをいう。

- (4) 施設の配置計画は、ゾーニングに基づき、各々のゾーンが持つべき機能を有する施設を選定し、配置することをいう。
5. 基本計画図の作成は、計画区域において設定した機能及び施設の配置等を平面図としてまとめることをいう。
6. 概算工事費の算出は、基本計画図に基づき、整理に必要な概算の工事費を算出することをいう。
7. 基本計画説明書の作成は、基本計画の内容及びその検討過程についてまとめることをいう。
8. 鳥瞰図及び透視図の作成は、基本計画図に基づき、全体及び主要な部分について、立体図として仕上げることをいう。

### **第 7103 条 基本設計**

1. 基本設計は、実施設計の指標が明確となる概略の設計を行うことをいい、主に次の各号について行うものとする。
- (1) 与条件の細部検討
  - (2) 諸施設の検討及び設定
  - (3) 基本設計図の作成
  - (4) 概算工事費の算出
  - (5) 基本設計説明書の作成
  - (6) 鳥瞰図及び透視図の作成
2. 与条件の細部検討は、前提条件及び各種調査結果を把握し、計画の細部について検討することをいう。
3. 諸施設の検討及び設定は、与条件の細部検討に基づき、個々の施設について位置、規模及び内容を検討し、その概略構造を設定することをいう。
4. 基本設計図の作成は、設定された施設の位置、規模及び内容等を平面図としてまとめ、また特に必要と指示された施設について概略構造図を作成することをいう。
5. 概算工事費の算出は、基本設計図に基づき、設備に必要な概算の工事費を工種ごとに算出することをいう。
6. 基本設計説明書の作成は、基本設計の内容及びその検討過程について、まとめることをいう。
7. 鳥瞰図及び透視図の作成は、基本設計図に基づき全体及び主要な部分について、立体図として仕上げることをいう。

### **第 7104 条 実施設計**

1. 実施設計は、工事の実施に必要な詳細図書の作成を行うことをいい、主に次の各号について行うものとする。
- (1) 与条件の確認及び調査
  - (2) 実施設計の検討
  - (3) 実施設計図作成
  - (4) 工事仕様書作成

- (5) 数量計算
- (6) 工事費算出
- (7) 工期の算定

2. 与条件の確認及び調査は、次のことをいう。

- (1) 提示された計画の内容、背景等について資料及び発注者の説明により十分把握するものとする。
- (2) 実施設計対象の施設等について現地調査を行い位置、関連施設との取合せ、施設概要等示された与条件を照合、確認するものとする。
- (3) 対象施設について必要な調査を行うとともに資料の収集を行うものとする。

3. 実施設計の検討は、設計対象物について、施行位置、細部構造、形状寸法、材質、工法及び施工時期を検討することをいう。

4. 実施設計図作成は、工事を実施するため、次の内容を図面としてまとめることをいう。

- (1) 事業施工場所（施工位置）
- (2) 施工箇所現況及び撤去物
- (3) 施設等の配置
- (4) 施設、工種別の構造、形状
- (5) 施工法、**仮説仮設**等
- (6) 施設別（単位当り）使用材料数量
- (7) 工事件名、作成年月日、作成者等

5. 工事仕様書作成は、工事を実施するに当たり図面を補完するため、必要な事項を工事仕様書としてまとめることをいう。

6. 数量設計は、図面及び工事仕様書に基づき施工数量、材料数量を計算する設計数量計算と、図面を作成するうえで、必要に応じ、応力又は容量等について計算を行い、設計の適正を確認することをいう。

7. 工事費算出は、実施設計図に基づき、工種別に工事費を算出し、工種別内訳書に取りまとめ、また積算の明細が必要な場合は、その根拠を明らかにすることをいう。

8. 工期の算定は、工事の実施に要する期間を算定することをいう。

### 第3節 成果物

#### 第7105条 成果物

受注者は下記に示す成果物を作成し、原図1部、コピー3部を納品するものとする。

#### 成果物

	設計項目	成果物項目	縮 尺	備 考
基本計画	設 計	基本計画図	※	
		鳥瞰図及び透視図	—	
	設計報告書	基本計画説明図	—	
基本設計	設 計	基本設計図	※	
		鳥瞰図及び透視図	—	
	設計報告書	基本設計説明図	—	
実施設計	設 計	実施設計図	※	
		仕様書	—	
		数量計算書	—	
		工事費算出書	—	
		工期算定書	—	
	設計報告書	施工計画概要書	—	

※特記仕様書による